

議会のあり方調査特別委員会 政策等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	令和4年11月2日
開 会 時 刻	午後1時30分
閉 会 時 刻	午後2時06分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○辻 孝記 大西要一 中村 功
	楠木宏彦 西山則夫 浜口和久 宿 典泰
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 議会基本条例の検証について
	2 議会基本条例逐条解説の改正について
	3 予算・決算審査の振り返りについて
説 明 員	奥野議事係長、森田書記

## 会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「議会基本条例の検証について」外2件を順次議題とし、協議を行い、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

## 協議の内容

### 1 議会基本条例の検証について

奥野議事係長から、7月14日、25日に協議した内容を資料1に取りまとめていること、議会基本条例の各条の検証内容について、別紙のとおり説明があり、協議をした結果、特に意見もなく、取りまとめた評価・検証シートをもって、議会のあり方調査特別委員会全体会へ報告することと決定した。

### 2 議会基本条例逐条解説の改正について

前回、議会基本条例逐条解説については、令和元年9月定例会において、政策立案及び政策提言の仕組みの法的根拠を議会基本条例に置くため議会基本条例を改正しているにもかかわらず、逐条解説については改正されないままとなっているため、本分科会で協議をしていくことを確認しており、このことについて、奥野議事係長から資料2を基に、改正箇所について別紙のとおり説明があり、協議をした結果、特に意見もなく、議会のあり方調査特別委員会全体会へ報告することを決定した。

### 3 予算・決算審査の振り返りについて

9月定例会で決算審査を終えたことから、予算審査・決算審査、双方の振り返りとして取りまとめるため、「決算審査の振り返り」について各委員に意見を求め、協議をしたところ、下記の意見があり、また、今回の意見を前回の「予算審査の振り返り」の意見と重ね合わせ、議会のあり方調査特別委員会全体会へ報告することを決定した。

また、「予算・決算審査の振り返りについて」の議会のあり方調査特別委員会全体会への報告資料については、調整の上、各委員に送付することとした。

## **【意見】**

- ・大西委員 現在のやり方でお願いしたい。
- ・西山則夫 特になし。
- ・楠木委員 常任委員会を基礎とする分科会方式は問題がある。分科会方式をでない方式がよい。
- ・宿委員 現状の常任委員会の限られた範囲で議論をしていることはいかがか。現在の6日間の審議のうち4日で済んでいる状況のため、他の方式を希望する。
- ・中村委員 分科会方式でお願いしたい。
- ・浜口委員 分科会方式でお願いしたい。
- ・辻委員 多様な意見を聴取するためにも、一度、違う方式を取り入れるべき。

上記署名する。

令和4年11月2日

会 長

## 【議会基本条例の検証について】

それでは、「議会基本条例の検証」につきまして説明いたします。

本件につきましては、7月14日、25日に御協議いただきまして、その内容につきましてまとめております。

資料1「議会基本条例評価・検証シート」をお願いいたします。

前文から順次説明いたします。

まず、前文につきまして、前文は議会基本条例の趣旨、条例制定の目的や基本原則を示しているものであり、評価の必要がないということで、D評価としております。

次に、第1条「目的」でございますが、第1条につきましては、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進、市政の発展を目的としていることを示したものであり、これにつきましても、評価の必要がないということで、D評価としております。

次に、第2条「議会の活動原則」ですが、これは市民に開かれた議会であること、市民の多様な意見を把握し市政に反映させること、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことなどを規定していきまして、市民の意見聴取、議員間の自由討議に少し弱い部分があること、また、政策立案及び政策提言の実績がないことから、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第3条「議員の活動原則」ですが、これは議員相互間の自由な討議を推進すること、市民の代表としてのふさわしい活動をする等を規定していきまして、評価の理由としましては、議員間の自由討議の実施状況について、充分であるのか疑問が残るということで、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

また、第3条の取組状況におきまして、議員の自己研鑽で、視察や研修などの回数を示すことができれば、議員の自己研鑽についても評価ができるのではとの意見を頂いておりましたので、議会が主催する議員研修、委員会などの視察数、会派の活動での研修・視察の件数を追記しております。このことにより、評価がもし変わるといふのであれば、意見をいただければと思います。

次に、第4条「議会の役割」ですが、これは議会は議決の責任を負うとともに、行政活動の監視、政策の立案を行うものである旨規定していきまして、評価の理由としましては、政策立案の実績がないことから、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第5条「議長の責務と役割」ですが、これにつきましては、平成29年度から令和3年度の間議長に5人就任していますが、いずれの議長においても中立・公平な議会運営に取り組まれていることから、適切に運用していると認め、A評価としております。

次に、第6条「政策立案及び政策提言」ですが、これにつきましては、第2条の「議会の活動原則」、第4条の議会の役割と同様に、政策立案の実績がないことから、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第7条「大規模災害時の議会の対応」ですが、大規模災害での対応ではありませんが、議会BCPの活動として、新型コロナウイルス対策会議を設置をして、市長への要望

活動を実施してきておりますが、学校でのマスクの着用など、学校間でばらつきがあったり、行政からの指導に対して議会としてももう少し働きかけていく必要があったのではといったことから、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第8条「会派」ですが、会派は政策の立案等において議論を尽くし、その意思を表明すること、会派間での合意形成に努めることを規定していきまして、議員自身で評価すべき事項ということで、C評価としております。

次に、第9条「市民参加及び市民との連携」ですが、議会の会議は原則公開とし、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないこと、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図ることなどを規定しており、評価の理由としましては、議会の公開、情報の公開については問題はありませんが、市民からの政策提案の機会の拡大、専門的知見の活用など事例がないということで、さらなる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第10条「請願及び陳情」ですが、これは請願者に対して説明及び意見陳述の場を設けることができることなどを規定していきまして、評価の理由としましては、本会議、委員会において慎重に審査がなされていること、陳情についても適切な運用をしており、A評価としております。

次に、11条「議員の定数」については、令和2年10月に、人口減少、財政状況、類似団体の状況等を鑑み、令和3年に行われた選挙から2名減の24名とし、適切な運用をしているということで、A評価としております。

次に、12条「議員報酬」については、特別職報酬等審議会で審議されていきまして、報酬そのものの性格について各議員が自覚している。また、長期欠席議員の報酬減額について、令和元年12月に制度化していることから、適切な運用をしているということで、A評価としております。

次に、第13条「議会と市長等の関係」ですが、議会での質疑応答は一問一答方式で行うこと、市長等は議長の許可を得て反問することができる等を定めていきまして、評価の理由としては、質疑応答については、規定通り、一問一答方式を採用していること、質問の調整についても最初の質問にとどめていること、また、反問権を行使されたことはありませんが、反問権も認めていることから、適切な運用をしているということで、A評価としております。

次に、第14条「法第96条第2項の議決事件」ですが、議会は積極的に議決事件の範囲の拡大を図ることを規定していきまして、令和元年7月に「伊勢市総合計画 基本計画」を追加していきまして、議会の機能強化に努めていることから、適切な運用をしているということで、A評価としております。

次に、第15条「定例会の回数及び会期」ですが、令和2年度においては新型コロナウイルスの関係で臨時会が多く開催されてはいるものの、臨時会で対応ができていることから、適切な運用をしているということで、A評価としております。

ただ、議論の中では、通年議会については、今後さらなる議論が必要でないかという意見もありました。

次に、第16条「予算及び決算審議における説明資料作成の要請」ですが、平成29年度から令和3年度の間には特に取組状況としてはありませんが、予算審査、決算審査ともに

主要な施策の成果説明書、事務の概要書で審議がされているということで、A評価としております。

次に、第17条「委員会」ですが、常任委員会については、委員会の特性を活かした審査、及び積極的な継続調査事項を設定していること、適正な運用がなされていることで確認を頂いているのですが、予算・決算特別委員会については、全員参加を評価する意見が多い反面、分科会方式では専門的、具体議論が行われておらず、「再検討を望む」との意見もありまして、今後更なる取組、検討が必要ということで、B評価としております。

次に、第18条「政務活動」ですが、各会派では政務活動費を有効に活用し、積極的な市政に関する調査、研究等を行い、その成果は議員間で共有するよう努めることと規定しております。評価の理由としては、会派での政務活動については、適格、有効に活用されていること、また、議員間での情報の共有や市民への情報公開についても適切に運用していることから、A評価としております。

また、評価の意見の中で、伊勢市の課題に対してどこまで会派で調査できているのかということもあり、会派での調査・研究活動について更なる活動を望むということでまとめております。

次に、第19条「議員研修」ですが、議会として、年に2回、その時代に即したテーマを選定し議員研修を行い、資質の向上に努めているということで、A評価としております。

次に、第20条「議会改革への取組」ですが、平成22年7月設置の議会改革特別委員会から、平成28年7月には議会のあり方調査特別委員会の設置をし、12年間に渡り継続して取り組みを進めているということで、A評価としております。

次に、第21条「広報広聴機能の充実」ですが、令和3年12月に広報検討分科会、広聴検討分科会を1つにし、広報広聴検討分科会として機能強化を図ってはいますが、市民からの意見聴取という点において取り組みが弱いという意見もあり、更なる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第22条「議員の倫理」ですが、これについては、議員個々の問題で、議員自身で評価すべき事項ということでC評価としております。

次に、第23条「議会事務局」ですが、事務局職員の増員やプロパー職員などの議会事務局の強化という点において、十分に議論が尽くされていないのではという意見もあり、更なる取り組みが必要ということでB評価としております。

次に、第24条「議会図書室」ですが、これについては、規定どおり議員のみならず、市民、職員にも開放しているということから、適切に取り組んでいるということでA評価としておりますが、利用するにあたり、どのような蔵書があるのか、閲覧する場所などもう少し検討していく必要があるのではという意見もありましたことを、記載しております。

次に、第25条「他の条例との関係」ですが、これにつきましては、令和元年10月に政策立案、政策提言の仕組みの法的根拠を議会基本条例に置くため改正した際に、逐条解説の修正について滞っていたということもあり、更なる取り組みが必要ということで、B評価としております。

次に、第26条「見直し手続」ですが、これについては、議会基本条例を制定し、前の任期の間、議会基本条例を基に取り組みを行い、今回、評価を実施しているということで、A評価としております。

議会基本条例の評価については以上でございますが、条文改正の必要性については、各条におきまして、見直すべきところはないということで確認をしております。

説明につきましては、以上でございます。

## 【議会基本条例逐条解説の改正について】

それでは、「伊勢市議会基本条例【逐条解説】について」説明いたします。

資料2の「伊勢市議会基本条例 逐条解説 新旧対照表」を御覧ください。

逐条解説は、議会基本条例の条文を四角で囲み記載をし、その下に解説を設けています。新旧対照表中、下線部分は今回、改正を提案する部分を示しています。

それでは、第2条「議会の活動原則」を御覧ください。

第4項が追加されておきまして、第4項には「市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。」と追加されておきます。そのため、解説におきましても、第4項に「市民の意見の聴取に努めること、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組む」旨を追加しております。

次に、第6条「政策立案及び政策提言」を御覧ください。

第6条は、政策立案及び政策提言の仕組みの法的根拠を定めたもので、「議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策立案を行うものとする」と追加されておきます。

そのため、解説におきましても、「市民の多様な意見、要望に応えること、議会の政策水準の向上を図るために、議員提案による条例制定、市長提出議案の修正、議員が議論を尽くし、積極的に政策立案・政策提言をしていく」旨を追加しております。

また、第6条として「政策立案及び政策提言」を追加したことにより、第6条以降を1条ずつ繰り下げており、条番号についても修正しております。

次に、2ページです、第8条「会派」を御覧ください。

第8条は、以前は「政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる」こととなっていたものが、「意思を表明し、会派間の合意形成に努める」旨に改正されておきますので、解説におきましても、「会議において意見を表明し、会派間での合意形成を得るよう努めること」を定めておきます。

次に、3ページ、第11条をお願いします。

第11条は「議員の定数」ですが、条文自体は改正されておきませんが、解説におきまして、現在の議員定数を記載しております。昨年10月の選挙から定数が26名から24名に変更されておきますので、解説の※印のところですが、24名に修正をしております。

4ページ、第21条をお願いします。

第21条は「広報広聴機能の充実」ですが、5ページの、解説4におきまして、広報広聴に関する特別委員会のことを記載しておりますが、昨年の改選前までは、「広報検討分科会」「広聴検討分科会」の2つ分科会において、広報・広聴のことを議論していただきましたが、現在は、2つの分科会をまとめ、「広報広聴検討分科会」としておきますので、修正をしております。

次に、第 23 条をお願いします。

第 23 条「議会事務局」は、「政策立案、政策提言の実施に係る議会事務局の強化策として、調査、法務能力の充実に加え、議会活動の円滑化、効率化を図るため、組織体制の整備に努めること」と改正されており、解説におきまして、「議会基本条例の第 2 条に規定している政策立案、政策提言に積極的に取り組むためには議会の活動を補助する議会事務局の機能強化が必要なため、事務局の調査、法務機能の充実強化、組織体制の整備に努めること」を記載しております。

最後に、6 ページの附則のところですが、記載のとおり修正しております。

本来、条例改正時に逐条解説の修正について提案すべきところされないままとなりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。